

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成22年11月30日(火) 午後2時～午後3時30分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

池上直美, 海野フミ子, 奥田都子, 小栗正雄, 糟屋江美子, 末木宏典, 中西丈治, 藤田美枝子, 望月弘敏(以上学識経験者), 熊田俊博, 福地繪子(以上弁護士), 片山良廣(以上裁判官)

(事務担当者)

田島克彦(事務局長), 森下賢一(首席家庭裁判所調査官), 青木克仁(家事首席書記官), 吉山博仁(少年首席書記官), 渋谷真理子(次席家庭裁判所調査官), 山形敏之(訟廷管理官), 秦宏一(主任書記官)

(庶務)

池田友(総務課長), 笠原慎吾(総務課課長補佐)

4 議 事

(1) 今回のテーマである成年後見制度について意見交換を行う前に, 事務担当者から, 非行少年の補導委託先について, 前回委員会の意見を参考に, 新たな委託先が複数開拓できた旨の報告があった。

(2) 成年後見制度についてのDVDビデオ「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」を視聴した後, 事務担当者から成年後見制度の概要と現状, 個々の申立書式について説明があった。成年後見制度についての書式の配布・記載方法, 必要性等についての委員からの質問に対し, 事務担当者が回答した。

(3) 成年後見制度の申立書類について, 委員から次のような意見が述べら

れた。

(○印：委員発言，◇印：事務担当者発言。)

- 書式の記載について手書きである必要があるのか。書式のフォーマットを配布すべきではないか。
- ◇ 書式の配布は行っていない。ホームページ等でとれるようにすべきとも思うが、現在はそうになっていない。書式の記載については必ずしも手書きである必要はない。
- 申立書類について減らせるものはないのか。省けるものがあれば省くべきではないか。
- ◇ 当庁では、様々な意見を聞きながら必要性を再度見直し、申立書類の改訂・見直しを行ったところである。申立てに必要な書類については、今後も継続的に検討を行っていかねばいけないと考えている。
- 本人の最終学歴は記載不要のようにも思われるが、鑑定をする医師からすると、知的能力についての鑑定をするときにはその人についてのイメージを作ることが大切である。義務教育のみを受けている方なのか、高学歴の方なのか、障害は生まれつきなのか、後天的な事故が原因なのかを知ることは鑑定をするにあたり必要なことである。この点については家庭裁判所調査官が調査をする場合でも同じではないか。
- DVDビデオを見ると親族が後見人になるのが自然な流れのようにも思うが、一般の方が後見人をするのは管理の点で大変であると感じた。専門家である第三者後見人の方が好ましいのではないか。
- 親族が後見人をする場合でも、親族だけでは負担が大きい。親族後見人をバックアップする仕組みが必要ではないか。
- 市町村長申立が増えているのは一人暮らしの老人が増えているからかもしれない。必要な方が使えるような制度にしていくことが必要である。

- 親族が面倒をみるのが当然という考え方もある。本人からすれば親族に後見人になってもらった方が良いのではないか。負担を親族が少しずつ分け合うことが大切である。
 - 裁判所は、診断書を書くのが精神科医でなくてもよいことを医師会にアナウンスしているか。診断書の書式を配ると良いのではないか。精神科医の鑑定は5万円から10万円くらいかかるが、診断書なら安い。
- (4) 次回静岡家庭裁判所委員会における意見交換のテーマについて
- 今回は、引き続き「成年後見制度、特に申立手続の効果的な案内」を意見交換のテーマとすることとなった。

5 次回期日

平成23年2月24日（木）午後3時30分

以 上